

経営者の皆さま！！

○高知県では人材の育成・確保・定着が大きな課題となっています。

現在、企業の皆様の経営ビジョンを実現するための事業戦略や経営計画の策定と実行の支援を行っており、この取り組みに「働き方改革」に向けた支援を融合させることで、将来にわたって安定した経営基盤のもとで課題解決を図り、誰もが働きやすく、そして、働き続けられる魅力ある働く場づくりを積極的に応援します。

○働き方改革関連法が6月29日に成立しました！

その一部は早速、来年4月1日から施行されます！！例えば・・

・年次有給休暇の確実な取得が必要です！！

施行：2019年4月1日～

使用者は、10日以上有給休暇が付与される全ての労働者に対し、毎年5日、時季を指定して有給休暇を与える必要があります。

・時間外労働の上限規制が導入されます！！

施行：2019年4月1日～（中小企業は1年後に適用）

【原則】月45時間、年360時間

【臨時的な特別な事情がある場合】年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、複数月平均80時間（休日労働含む）を限度に設定する必要があります。

○本年4月に開所しました「高知県働き方改革推進支援センター」は、個別訪問や出張相談を行い、経営者の皆様から“魅力ある働く場づくり”に関連するご相談をお受けしています。

今回、芸西商工会、香南市商工会、香美市商工会、南国市商工会、芸西村、香南市、香美市、南国市と連携させていただき、働き方改革関連法の概要も含めてご説明するセミナーを開催します。セミナー終了後は皆様からの個別相談も承りますので、ぜひお気軽にご参加ください。

日時：平成30年9月28日（金）19：00～20：00

場所：のいちふれあいセンター 2階 第1研修室、第2研修室
〒781-5232 香南市野市町西野534-1

参加費：無料

申込：裏面申込書にご記入のうえ、FAXにてお申込ください

申込締切：平成30年9月20日（木）

平成30年9月28日 働き方改革推進セミナー（のいちふれあいセンター）

出席申込書

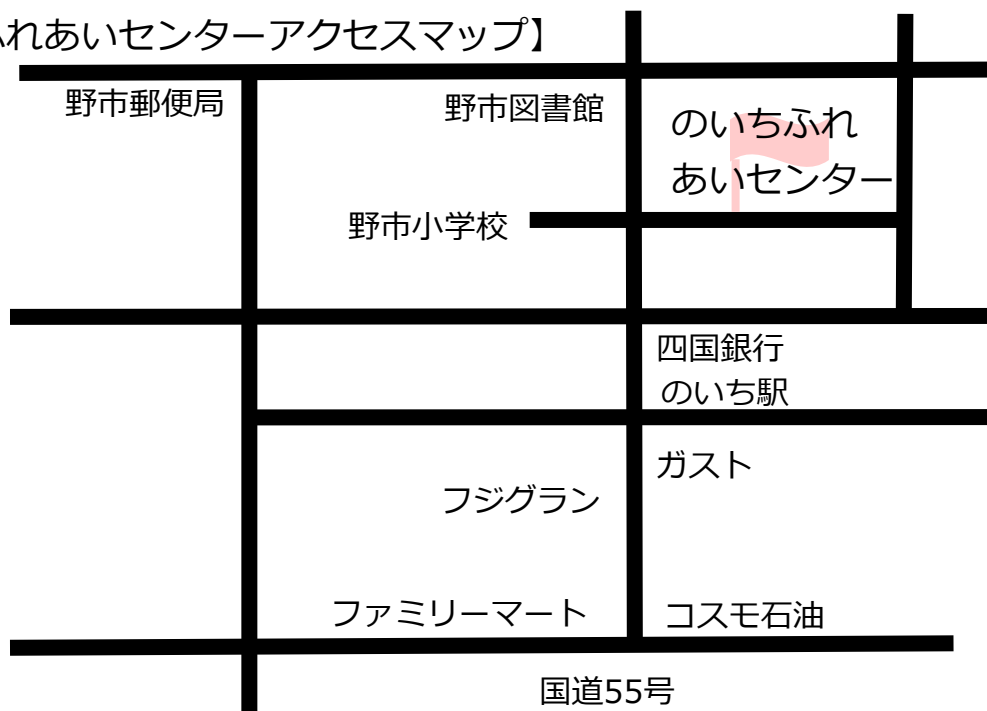
FAX：088-846-3077

高知県働き方改革推進支援センター 山岡・坂本あて

貴社名	
お名前	
お電話番号	
FAX番号	
ご住所	〒 -
ご加入商工会	

なお、ご記載いただきました情報は当センターからのご案内以外には使用いたしません。

【のいちふれあいセンターアクセスマップ】



至高知市

至室戸市

国道55号

(公財)高知県産業振興センター内 高知県働き方改革推進支援センター

実務に精通した“魅力ある働く場づくりコーディネーター”が無料、秘密厳守でアドバイスいたします！お気軽にご利用ください！！

住所：〒781-5101 高知県高知市布師田3992-2（高知県中小企業会館1F）

☎・・・TEL 088-846-7087 フリーダイヤル：0120-899-869

✉・・・Mail : hatarakikata@joho-kochi.or.jp ☎・・・FAX 088-846-3077

【開所時間】8:30～17:15（土日、祝日、年末年始を除く）

※高知県働き方改革推進支援センターは(公財)高知県産業振興センターが高知労働局から委託を受けて本年4月に設置した相談機関です！